

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲州市長 鈴木 幹夫

市町村名 (市町村コード)	甲州市 (19213)
地域名 (地域内農業集落名)	奥野田地区 (中牛奥、北牛奥南、北牛奥北、西野原、熊野東、熊野西、塩川、西広門田、嵯峨塩)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

塩山地域の南部に位置し、地域内には国道411号等の幹線道路が整備され、商業地が形成されている。当地区は、農業者の平均年齢が70歳を超え、高齢化が進んでいる。地域内は一級河川の重川より西側(右岸)は平坦であるが、東側(左岸)は山林に近づくにつれ傾斜地が連なり、遊休農地は増加傾向にある。後継者が不在の農業者は8割強となっており、地域農業を持続していくためには、後継者の確保・育成が最重要課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、市道上於曾81号線(塩山バイパス)によって二分され、沿線では宅地化が増進しており、今後も宅地化の需要が高まると見込まれている。農地の交換分合等により、農地の集団化を図る。牛奥、西野原地区は、畑地帯総合整備事業により整備を行った農地の有効活用を図るとともに、フルーツラインとの連携を含めた一層の農業生産基盤整備を図る。今後も果樹栽培を主体とした農地利用を促進していくため、農地の集積・集約化を積極的に進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	187 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	138 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内(農振農用地)区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に経営面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を積極的に進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>効率的な農地利用を推進するため、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携を図りながら、農地中間管理機構を積極的に活用していく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農地の大区画化、汎用化等のための基盤整備事業を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>認定農業者制度の活用・充実、農地の集積による規模の拡大、定年退職後の帰農やIターン・Uターン者による新規就農者の確保・育成といったプログラムを包含した市独自の「就農定着総合支援制度」、就農に特化した「地域おこし協力隊制度」等を最大限活用し、多様な経営体の確保・育成に努めていく。また、新規就農者に対しては、経営の安定化が図られるまで地域や関係機関が相互に連携し、支援していく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農福連携や地域おこし協力隊制度などによる農作業受委託を従来以上に進めていく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の軽減に必要な対策をハード・ソフト両面において実施していく。
- ②草生栽培をはじめ、環境への配慮と減農薬化を気象変動を睨みながら段階的に推進する。
- ⑤果樹の盗難防止に必要な対策(夜間巡回警備)をJA等と連携しながら実施していく。